

原子力規制委員会は「規制」をやめた 推進側に取り込まれた規制機関 運転制限撤廃を進めた規制庁

2023年1月27日 山崎久隆(たんぼぼ舎共同代表)

原子力規制委員会（規制委）は震災前の「原子力安全委員会・保安院」時代よりも後退する規制方針に転換した。

岸田政権の「原発政策大転換」は、そのうちで実現可能性が高いと思われるところは既存の原発を使い倒す「運転年数の大幅延長」だ。

現在は、原発の運転年数は40年、「例外的に延長」できる場合でも60年が最長だ。

ところが資源エネルギー庁はこれを事実上無制限化する規制緩和を打ち出し、それを規制委が事前承認した。

原子力推進側が進めようとする規制緩和を、規制機関が法令改定議論さえ行われていない段階で支

持、推進するなどは、規制機関としてあるべき姿からはほど遠く、規制機関が推進機関に取り込まれた証拠である。

運転制限40年を規制から外すな

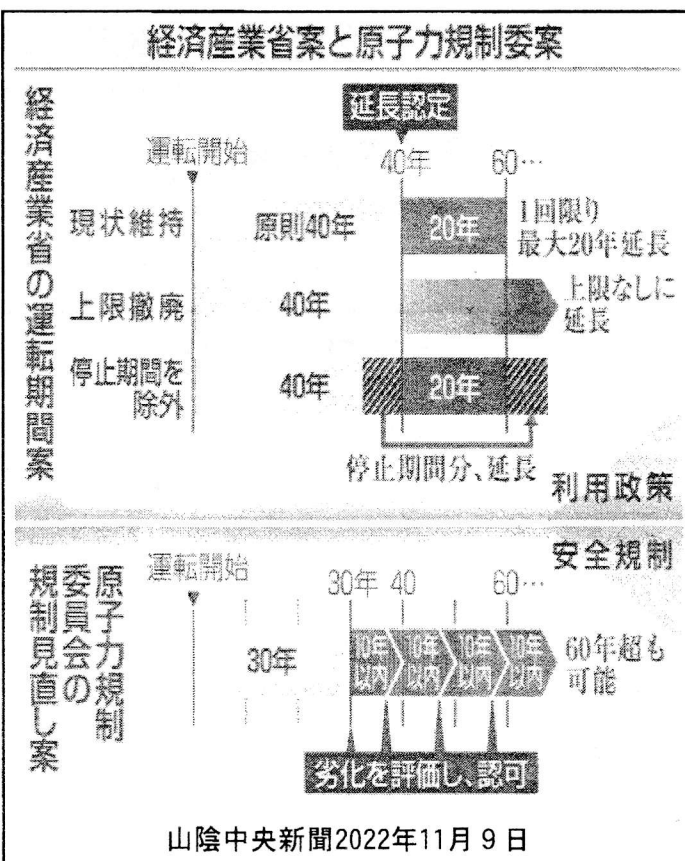
規制委は2020年7月29日に「発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」との見解を明らかにしている。

この時点で、原子力規制の枠組みから運転年数制限の規制は事実上原子力を推進する経産省・資源エネルギー庁の手に落ちた。

原発の運転期間を40年に制限する規制は、2011年の東電福島第一原発事故の教訓として原子炉等規制法に取り入れられたものだ。

国会の議論では、当時の担当大臣が答弁で明確にしている。

40年制限が科学的な根拠はないとか、原子力規



制方針ではないなどと、原発震災から時間が経ったことで推進側が都合の悪い規定を撤廃させるための布石を打ってきた。それに追随する規制委の見解は撤回されなければならない。

原子炉等規制法（炉規法）はその名の通り規制委が所管する法律であり、今回の原発の安全規制から除外してしまうことは安全規制の重大な後退ではない。

原子炉等規制法から外した後はどうするつもり？

1. 運転開始後30年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、10年を超えない期間における発

電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画（仮称））を策定し、原子力規制委員会の認

可を受けなければならないものとする。

2. 1. の認可を受けた長期施設管理計画の期間を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、1. と同様に、10年を超えない期間における長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。これ以降も、同様とする。

3. 1. 又は2. の認可を受けた長期施設管理計画をその期間中に変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。ただし、その変更が軽微なものである場合には、原子力規制委員会に届け出るものとする。

これが変更後の規制の方針だ。

実は、この30+10+10+・・・は、震災前に原子力規制のなかで行われていた「高経年化技術評価」と同じである。

規制は厳しくなるとは限らない

新しい規制では「事業者が長期施設管理計画を策定し、又は変更しようとするときは、その変更が軽微なものである場合を除き、発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価（劣化評価）を実施しなければならないものとする。」と規定する。

長期管理施設計画を策定しなければ運転は継続できないというが、変更が軽微である場合は技術的な劣化評価をする必要がないともしている。これでは意味が通らない。厳しいとは思えない。

軽微であると事業者が判断して良いはずがないが、規制委が認めてしまえば容認されるのだから、一般から見ればグレーどころか真っ黒な規定。30年を過ぎて10年後が迫る時期でも、策定する内容が前回と同様であれば評価を実施しなくて良いことになるのか。この規定の意味が全く示されないまま運転延長だけは認めてしまう。

3・11 福島原発震災の教訓は何処に

こうした長期施設管理計画は、3・11震災の前にも実施されていた。30年目の評価も、その後の10年目の評価も実施し、当時の原子力安全委員会、保安院の許可も得て動かして3基もメルトダウンを起こしてしまった。

その教訓は何処にあるのか、少なくとも旧炉規法に

30年ごとに長期管理計画を策定し許可を得るとの方法は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条に基づき実施されている「高経年化技術評価」により、一元的に実施される。さらに、「2」において「長期施設管理計画の期間を超えて発電用原子炉を運転しようとするとき」に、10年毎に長期管理計画を策定して規制委に許可を得るとしているが、これに回数の制限が設けられていないため、事実上60年を超える運転が可能だ。

現在は、高経年化技術評価に加えて延長運転申請を行うことで、多重の安全性確保体制を敷いている。しかし変更後には、規制において運転上限期限を決めないため、現状からの大きな後退であり、老朽炉をさらに運転室づける。そのうえ安全基準を引き下げた後の安全確保の体制は、現状の規制庁の体制では困難である。

原発の運転延長に関する見解

経産省	論点	規制委
事業者の再稼働投資を促すのに延長が必要。原発が減れば電力の安定供給に支障	必要性	運転期間は利用政策の判断。規制委から意見は述べない
規制委による安全性の確認が大前提	安全性の担保	事業者が安全性を立証しなければ許可しない
原子力利用の観点から運転期間を規定し必要に応じて法整備	制度整備	安全性をどう確認して法的に担保するか検討

日本経済新聞2022年10月5日

よる高経年化技術評価の結果、評価が間違った結果原子炉を破損させた理由を明確にしなければならず、そのためには原発の何処がどう壊れ、その評価がどうしてできなかったのかを解明することが先決だ。

それをせずに、「劣化を管理するための措置等を記載」してみたところで机上の空論でしかない。